

### 3. 水質汚濁に関するその他の項目

#### (1) 要監視項目

##### 1) 要監視項目とは

「要監視項目」とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものであり、平成5年に設定された（環境庁水質保全局長通知）。人の健康の保護に係る項目は令和3年12月31日時点で27項目、水生生物の保全に係る項目は6項目となっており、各項目について指針値が設定されている（参考資料2参照）。

##### 2) 要監視項目の調査状況と指針値超過地点

###### 2-1) 人の健康の保護に係る項目

###### ① 調査状況

令和4年の調査結果について、表-13に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和4年は全国3,254地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は4,845検体である。

表- 13 人の健康の保護に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数 (年平均値)	超過地点数 (1検体でも超過)
イソキサチオン	116	149	—	—
ダイアジノン	117	150	—	—
フェニトロチオン (MEP)	141	196	—	—
イソプロチオラン	156	189	—	—
オキシ銅 (有機銅)	116	149	—	—
クロロタロニル (TPN)	116	149	—	—
プロピザミド	119	152	—	—
EPN	139	180	—	—
ジクロルボス (DDVP)	118	152	—	—
フェノブカルブ (BPMC)	136	169	—	—
イプロベンホス (IBP)	115	148	—	—
クロルニトロフェン (CNP)	100	133	—	—
クロロホルム	161	232	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	92	125	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	94	127	—	—
p-ジクロロベンゼン	99	133	—	—
トルエン	118	164	—	—
キシレン	102	139	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	115	160	—	—
ニッケル	215	316	—	—
モリブデン	128	156	—	—
アンチモン	147	191	—	—
塩化ビニルモノマー	83	83	—	—
エピクロロヒドリン	69	79	—	—
全マンガン	146	805	—	2
ウラン	65	79	—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	131	140	—	—
合計	3, 254(364)	4, 845	0(0)	2(2)

※調査地点数及び超過地点数の()内の数値は実地点数を示す。

② 超過地点

指針値を上回った地点はなかった。

2-2) 水生生物の保全に係る項目

① 調査状況

令和4年の調査結果について、表-14に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和4年は全国910地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は1,043検体である。

表-14 水生生物の保全に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数
クロロホルム	161	232	—
フェノール	83	83	—
ホルムアルデヒド	101	101	—
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	193	215	—
アニリン	186	206	—
2,4-ジクロロフェノール	186	206	—
合計	910	1,043	—

② 超過地点

令和4年の調査結果では、全ての調査地点で指針値を下回っていた。